

長瀬浄化センター等維持管理業務委託

特記仕様書

(目的)

第1条 この業務委託特記仕様書は、業務委託仕様書について、特に必要な事項を定めることにより、業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(業務委託の対象施設)

第2条 業務委託の対象施設は、次のとおりとする。

- A) 長瀬浄化センター 住所：長瀬町大字中野上234-1
日最大汚水量：3,950m³/日 日平均汚水量：3,100m³/日
処理方法：好気性ろ床法
- B) 皆野中継ポンプ場 住所：皆野町大字皆野2521-2
- C) 長瀬第一中継ポンプ場 住所：長瀬町大字本野上426-3
- D) マンホールポンプ
- | | |
|----------------------|------------------|
| ①中野上地区 No.1 マンホールポンプ | 場所：長瀬町大字中野上618-2 |
| ②中野上地区 No.2 マンホールポンプ | 場所：長瀬町大字中野上292 |
| ③中野上地区 No.3 マンホールポンプ | 場所：長瀬町大字中野上310-5 |
| ④親鼻地区 No.1 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野2429 |
| ⑤親鼻地区 No.2 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野2414-2 |
| ⑥親鼻地区 No.3 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野2454 |
| ⑦金崎地区マンホールポンプ | 場所：皆野町大字金崎66-1 |
| ⑧金崎地区 No.2 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字金崎133 |
| ⑨皆野地区 No.1 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野436-2 |
| ⑩皆野地区 No.2 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野356-1 |
| ⑪皆野地区 No.3 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野323-2 |
| ⑫栗谷瀬 No.1 マンホールポンプ | 場所：皆野町大字皆野2244 |

(有資格者及び実務経験)

第3条 業務委託仕様書第8条で定める業務履行上必要な有資格者とは、次のものをいう。

1) 総括責任者

- ① 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する資格を有する者又は下水道処理施設維持管理業務登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第3条第1号に規定する登録要件に該当する者。
- ② 酸素欠乏危険作業主任者

2) 従事者（総括責任者を含む配置従事者の1／4以上が保持していること）

- ① 第二種電気工事士
- ② 酸素欠乏危険作業主任者

2 前項の有資格者に記載なき資格であっても、業務履行上において必要な資格者については、受託者の責任において確保及び受講すること。

（業務履行計画書の要領）

第4条 業務委託仕様書第9条の「業務履行計画書」の作成要領は、次のとおりとする。

- 1) 業務履行計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4、A3とする。
- 2) 業務履行計画書を構成する作成要領は、次のとおりとする。
 - ① 「業務概要に関すること」は、業務対象施設の重要性を鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理の基本方針及びその概要について、委託業務に対する考え方が把握できるよう記載すること。
 - ② 「業務組織に関すること」は、運転管理業務を遂行する上で必要な組織体制について、業務組織、業務分担・緊急体制・その他の組織・体制が明確に把握できるよう記載すること。
 - ③ 「安全衛生教育、保全、保安管理に関すること」は、事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理にかかわる基準、安全衛生に関する組織体制等について具体的に記載すること。
 - ④ 「各種報告書様式」は、契約書、業務委託仕様書及び特記仕様書等で報告義務を課せられている報告書及び委託者が要求する報告書ほか、業務上必要と思われるものについて様式を作成すること。

（月間業務計画書等）

第5条 月間業務計画書及び月間業務完了報告書に記載する内容等は、次のとおりとする。

- 1) 月間業務計画書は、業務履行計画書で計画した運転監視業務、巡回点検業務について、より具体的に記載する。
- 2) 業務完了報告書及び年間業務完了報告書は次のものとする。
 - ① 月間業務完了報告書
 - ・ 月間業務完了届
 - ・ 月間業務完了報告書
 - ・ その他業務検査必要書類
 - ② 年間業務完了報告書
 - ・ 年間業務完了届
 - ・ 年間業務完了報告書

- ・ その他業務検査必要書類

(業務完了検査)

第6条 業務完了検査は、次の方法により行うものとする。

1) 月間業務完了検査

- ① 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする
- ② 検査は、受託者が予め提出した月間業務計画書と月間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- ③ 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- ④ 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分の業務を履行し、再検査を受けるものとする。

2) 年間業務完了検査

- ① 検査は、業務計画書に基づき受託者が提出した年間業務完了報告書の内容について照合・確認を行う。
- ② 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については、検査を省略することができる。
- ③ 検査結果、不合格となった部分があるときは、受託者は速やかに不合格部分の業務を履行し、再検査を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 委託者および受託者の経費の負担は以下のとおりとする。

- 1) 受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。ただし、委託者が使用を認めた場合は、この限りではない。また、その他については、委託者・受託者双方の協議により決定する。

- ① パソコン・プリンター等の事務備品
- ② 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品
- ③ ポット・食器棚・茶器・台所用品等の消耗品
- ④ 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具
- ⑤ 懐中電灯等の一般工具
- ⑥ 巡回点検用車両及びその維持に係る費用
- ⑦ 電話・ファックスの設置工事費及び維持費
ただし、緊急時他やむを得ない場合は、電話、ファックス等は、委託者所有の機器を利用できるものとする。
- ⑧ 各種保険の加入に係る経費

2) 委託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- ① 設備点検・水質試験に係る点検工具、計測機器、特殊工具及び、調整・整備に係る資材等
- ② 事務室等の使用に係る光熱水費

(業務形態)

第8条 業務形態は次のとおりとする。

- 1) 月曜日から金曜日。勤務時間は、委託者と連絡が取れる時間とすること。祝日の場合は休日とする。但し日祝祭日により連休となる場合は、隔日で長瀬浄化センター内の巡視を行う事。この巡視については午前8：30から正午を目途とする。
- 2) 土曜日は長瀬浄化センター内の巡視を行う事。この巡視については午前8：30から正午を目途とする。
- 3) 連休等により、汚泥処理が放流水質に影響する場合は、土日祝祭日に関わらず脱水作業を行う事。但し、ケーキ搬出等も考慮し、計画的に業務を行う事。

(業務の範囲)

第9条 業務の範囲は、第2条に記載のある施設を対象とする。また、業務内容及び頻度については、別表1から別表4とする。

(勤務時間外及び緊急時の対応)

第10条 受託者は、対象施設において通常勤務時間外に故障、異常、警報の発報その他緊急の事態が発生した場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、委託者に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 前項の対応のうち、大規模な故障対応等により人員の追加配置若しくは特別な作業を要する場合は、当該超過分について、委託者と受託者が協議のうえ、別途精算の対象とすることができる。
- 3 受託者は、緊急対応を実施した場合には、その内容、対応時間、従事人員等を記録し、委託者に報告するものとする。
- 4 受託者は、本業務従事者以外に支援可能な人員を確保し、必要な教育を行うこと。

(契約終了時の引き継ぎ)

第11条 受託者は、契約期間の終了に際しては、委託者立ち会いの上で業務遂行の方法について委託者が指定するもの(以下、「次期事業者」という。)に引き継がなければならない。

- 2 受託者における次期事業者への引き継ぎの期間は1ヶ月を限度とし、原則として引き継ぎ期間に掛かる経費は次期事業者が負担しなければならない。

別表 1

長瀬浄化センター		
作業項目	頻度	備考
中央監視データ記録	出勤日	
場内巡視点検	出勤日	
沈砂・し渣の除去	必要に応じて	
逆洗排水分離アンスラサイト処置	出勤日	委託者指示による
汚泥脱水作業	基本 4 回 / 週	
水質日常測定	出勤日	
薬品残量記録および薬品補充	出勤日	
保守点検業務 ・給脂、オイル交換 ・V ベルト調整、交換 ・電流値、絶縁測定	計画による	計画書の作成は、受託者が行う事
小修繕	必要に応じて	手持ち工具で出来る範囲とする 部品は支給

別表 2

皆野中継ポンプ場及び長瀬中継ポンプ場		
作業項目	頻度	備考
巡回点検	1 回以上 / 週	
し渣の除去	必要に応じて	
保守点検業務 ・給脂、オイル交換 ・V ベルト調整、交換 ・電流値、絶縁測定	計画による	計画書の作成は、受託者が行う事
小修繕	必要に応じて	手持ち工具で出来る範囲とする 部品は支給

別表 3

マンホールポンプ場		
作業項目	頻度	備考
巡回点検	1 回 / 月	
マンホール内部確認	1 回 / 月	

保守点検業務 ・オイル交換 ・電流値、絶縁測定	計画による	計画書の作成は、受託者が行う事
小修繕	必要に応じて	手持ち工具で出来る範囲とする 部品は支給

別表 4

日常水質測定項目		
採水箇所	項目	備考
沈砂池流入	水温	
	pH	
	透視度	
初沈流入	水温	
	pH	
	透視度	
好気性ろ床流入	水温	
	pH	
	透視度	
好気性ろ床出口	水温	
	pH	
	透視度	
	COD (パックテスト)	1日1系列測定
塩素混和池出口	水温	
	pH	
	透視度	
	COD (パックテスト)	
逆洗排水沈殿池	水温	
	pH	
	透視度	
	界面測定	
濃縮槽	界面測定	